登記所	指定の効力が生ずる日
登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十八号）の規定によりその商業登記の事務が岡山地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の岡山地方法務局倉敷支局、笠岡支局及び高梁支局	平成二十二年八月九日
登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十八号）の規定によりその商業登記の事務が福岡法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福岡法務局飯塚支局	平成二十二年八月十六日
登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十八号）の規定によりその商業登記の事務が盛岡地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の盛岡地方法務局花巻支局	平成二十二年八月二十三日

登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十八号）の規定によりその商業登記の事務が盛岡地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の盛岡地方法務局花巻支局　平成二十二年八月二十三日

附　則

この告示は、平成二十二年七月三十日から施行する。

○財務省告示第二百五十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年度の初日から平成二十二年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年七月三十日

財務大臣　野田　佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十二年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	○・五六トン
四	五、四四二トン
五	一六四トン
六	二トン
七	五・一三トン
八	○トン
九	八、○○六トン
一○	七七八トン
一一	九一七トン
一二	二○、五二五トン
一三	一、四○四、二九八トン
一四	四一一、八二七トン
一四の二	一七七、○八一トン
一五	七三八トン
一六	一、四四八トン
一七	二一、八八八トン
一八	三、四六三トン
一九	三六二トン
二○	一七トン
二一	九、五一三トン
二二	四○五トン
二三	一、二○九トン
二四	六トン
二五	○トン
二六	六五八トン
二七	一、四三○トン
二八	○トン
二九	一八四トン

○財務省告示第二百五十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十二年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年七月三十日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年度の初日から平成二十二年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十九万八千三百十九トン

二　冷凍牛肉　十九万八千三百二十八トン

○財務省告示第二百五十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十二年六月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年七月三十日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年度の初日から平成二十二年六月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　五万五千九百十四トン

二　生きている豚及び豚肉等　六万七千六百三十六トン

○財務省告示第二百五十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六第一五項に係る物品についての平成二十二年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成二十二年七月三十日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年八月一日

○国税庁告示第二十四号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月三十日

国税庁長官　加藤　治彦

別表特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンの項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十七年七月三十一日」に改める。

○厚生労働省告示第三百六号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同条第三項の規定により準用される同条第一項の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）第六条の規定に基づき、平成二十一年度の標準報酬月額修正率を次のように定める。

平成二十二年七月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

一・〇一一〇八六八七

○厚生労働省告示第三百七号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第五項の規定に基づき、平成二十二年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同項に規定する自動変更対象額を次のように変更し、平成二十一年厚生労働省告示第三百八十七号（雇用対策法施行規則第一条の四第五項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件）は、平成二十二年七月三十一日限り廃止する。ただし、適用日前の日に係る就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十二年七月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

一　雇用対策法施行規則第一条の四第三項に規定する賃金日額の最低額　三千九百五十円

二　雇用対策法施行規則第一条の四第三項の規定により就職促進手当の日額の算定に当たって百分の八十から百分の五十までの率を乗ずる賃金日額の範囲となる額　三千九百五十円以上一万千四百十円以下の額

○厚生労働省告示第三百八号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第八項の規定に基づき、平成二十二年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第七項に規定する控除額を次のように変更し、平成二十一年厚生労働省告示第三百八十八号（雇用対策法施行規則第一条の四第八項の規定に基づき、控除額を変更する件）は、平成二十二年七月三十一日限り廃止する。ただし、適用日前の日に係る就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十二年七月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

千二百九十五円